

令和 7 年

第 3 回羽咋市議会定例会

提案理由説明書

令和 7 年 6 月 2 日招集

本日、ここに、令和7年第3回羽咋市議会定例会が開かれるにあたり、提出議案の大要と当面する諸課題への取り組みについて、ご説明いたします。

令和6年能登半島地震の発生から1年5か月が経過いたしました。本市ではこれまで、被災された皆様のくらしの再建、被災地域の復旧、地域経済の再建などを目指し、住民・地域・行政が一体となって取り組んできました。

これまでの取り組みにより、復旧・復興は着実に前へと進んでいる一方で、液状化被害の甚大な地区の復旧には、長い年月を要します。引き続き、被災された方々に寄り添った支援や被災地域の復旧・復興に、スピード感を持って対応していきます。

発災時の初期対応につきましては、被害情報の収集や情報共有、避難所の開設および運営などで課題がありました。このような状況を踏まえ、災害初期対応について、全庁的な課題整理を行うとともに、改善に向けた検証を行い、3月に報告書を取りまとめました。

また、災害に強いまちづくりには、迅速かつ的確な初動対応が重要であることから、4月から危機管理監を配置いたしました。

今後、地域防災力の強化に取り組むとともに、この検証結果を今後も起こりうる自然災害に活かし、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進していきます。

それでは、未来につながる復旧・復興に向けた取り組みについて、ご説明いたします。

はじめに、復興公営住宅の整備について、ご説明いたします。

住宅の整備につきましては買い取り方式とし、2月から4月にかけて事業者の公募を行ったところ、3事業者から応募がありました。事業者選定委員会において審査を行った結果、事業者として大和ハウス工業株式会社北陸支社を選定し、5月7日に基本協定を締結しました。審査では、早期に住宅を完成できることや、快適でありながらも廉価な住宅であること、また、確実な事業の実施体制が高く評価されました。

住宅の提案は、鉄骨造3階建て、整備戸数は70戸、集会所を1箇所設ける内容です。現在、今年10月の売買契約締結を目指し、詳細な設計に着手しています。

また、造成工事につきましては、今月中に着手し、9月に完了予定です。

住宅完成は令和8年夏を予定しており、被災された方々が、できるだけ早く、安心して生活できるよう、秋の入居開始に向け、着実に整備を進めていきます。

次に、液状化対策について、ご説明いたします。

4月15日に開催した、3回目の液状化対策技術検討委員会において、全地区で地下水位低下工法の妥当性が示されました。

引き続き、白鷺公園で行う実証実験の設計を進めており、今年9月の工事着手を目途に事業を進めています。

対策方針が決定した千里浜・島出地区、本町・的場地区、御坊山町の地元説明会につきましては、開催日の調整が整い次第、順次開催いたします。

大川町北新・桜ヶ丘地区の2地区につきましては、アンケートによる液状化対策の意向調査を実施することとしており、地元との合意形成が得られれば、対策工事に向けた実施設計に着手することとしています。

次に、公費解体の状況について、ご説明いたします。

公費解体につきましては、5月24日現在、570件、707棟分の申請があり、内訳は、住家346棟、非住家361棟です。そのうち380棟が解体工事を完了しています。

次に、自費解体による費用償還の申請につきましては、5月24日現在、69件、80棟分の申請があり、内訳は、住家24棟、非住家56棟となっています。

引き続き、県や関係団体と情報共有を図り、速やかな被災家屋の解体を進めていきます。

次に、地域防災計画の見直しについて、ご説明いたします。

石川県は5月に、地震が発生した際の被害をあらかじめ予測し、地域防災計画などに活かす「地震被害想定」を27年ぶりに見直

しました。これを踏まえて、本市においても、県の防災計画と整合性を図りながら、最新の地震、津波被害想定に基づく実効性ある計画に見直しを進めていきます。

次に、令和7年度の事業について、ご説明いたします。

はじめに、国道159号羽咋道路について、ご説明いたします。

国は令和7年度当初予算で12億7千万円を計上し、四柳町から志々見町区間およそ3.3キロメートルで、舗装工事や道路標識の設置などの整備が進められ、年内に開通の見込みです。

また、国道159号羽咋道路に接続する県道若部千里浜インター線志々見バイパスにつきましても、国道の開通に併せた全線開通を期待しているところです。

能登半島地震の際には、のと里山海道が通行止めとなる中、奥能登地域から避難される方や、物資を運ぶ車両などで大渋滞が発生し、本道路の重要性を再認識したところです。

四柳町から志々見町区間での一部供用および志々見町バイパスが開通することにより、中能登地域の幹線道路ネットワークが強化され、広域交流の拡大や物流の円滑化を図ることができるほか、交通混雑の緩和や歩行者の安全性が大きく向上します。

次に、国道415号県境区間について、ご説明いたします。

石川県は、神子原ダムから県道所司原神子原線と分岐する

1.2キロメートル区間で測量設計を進めています。

残る県境区間につきましては、国道４１５号県境部に関する技術検討会にて、羽咋市菅池町から氷見市論田に至る２．４キロメートル区間は大規模な地滑り地形であり、近接するトンネルの施工方法や施工管理において、高度な技術力が必要であると判断されました。このことから、国土交通省が直轄権限代行で実施する「一般国道氷見羽咋防災」での新規事業化が決定され、令和７年度予算において５千万円の調査費が計上されました。

国道４１５号の整備により、石川・富山両県の文化、人、物の流れを円滑にするとともに、志賀原子力発電所が有事の際には、ＵＰＺ圏外への早期退避、大規模災害時の迅速な避難・救助活動実現などの効果が期待されます。

故稲村県議にご尽力いただきました国道４１５号の整備促進につきましては、今後も引き続き、氷見市と連携しながら、国や県、関係国会議員に強く要望活動を実施していきます。

次に、新輝宅地開発支援事業について、ご説明いたします。

昨年度から、住環境整備の推進と定住人口の拡大を目的とし、新規の宅地開発を行う民間事業者を支援するため、新輝宅地開発支援制度を設けてきました。

現在、公費解体や自費解体を行った箇所において、一定程度、再建に向け復旧工事が行われています。一方で、特に液状化被害のあった地域では再建が進まず空き地が目立っており、地域の空洞化が懸念されることから、公費解体などを行った箇所の宅地開

発に対する補助制度を新設し、民間事業者の開発により被災宅地の復興の促進を図っていきます。

次に、移住定住の推進について、ご説明いたします。

昨年度、移住希望者はもとより、被災者、復興事業者の受け皿として空き家の有効活用を推進してきました。

令和6年度の空き家情報バンクの実績として、市外からの移住者47人、市民の利用者41人、復興関連事業者10団体を受け入れました。

持続可能なまちづくりを推進するうえで、空き家の利活用は非常に重要であると考えています。昨年度実施した羽咋市内空き家全戸調査の結果を基に、利活用可能な物件と判定された、およそ640件の物件所有者に対し、空き家バンクへの登録を促す情報提供を行いながら、さらなる利活用の推進に努めていきます。

次に、地域おこし協力隊について、ご説明いたします。

4月1日付けで、新たにアウトドアの魅力発信を行う、地域おこし協力隊1名を任用しました。受入先となる「アウトドアリゾートはくい」において、地域の特産品を発信していくメニュー開発や、ドッグランを活用したアウトドアイベントの企画を行い、眉丈台地自然緑地公園の魅力づくりにつなげていきます。

次に、能登半島観光地域復興事業について、ご説明いたします。

令和 7 年 3 月 3 1 日付けで、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の令和 7 年度分として、事業費 8, 4 0 7 万円の交付決定を受けました。

七尾市、中能登町と連携して広域的に実施する、インバウンド誘客に向けた台湾でのプロモーションや、獅子舞の観光コンテンツ化へ向けたイベントの開催、e スポーツの普及拡大による関係人口の増加などを通して、観光復興の発信と推進を図ります。

また、道の駅のと千里浜の販売スペースと加工スペースの増築により、地域商社機能を強化し、能登半島全体の情報発信拠点として、観光復興を推進していきます。

次に、特産品を活用したシティプロモーションの推進について、ご説明いたします。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、ふるさと納税返礼品をはじめとする特産品を活用したシティプロモーションを、さらに積極的に実施していきたいと考えています。

具体的には、都市部でのイベント開催のほか、地域活性化起業人制度による専門人材とも連携し、本市特産品のさらなるブランド化や魅力発信に努めていきます。

次に、S S T R について、ご説明いたします。

今年の S S T R につきましては、5 月 2 4 日から昨日までの 9 日間の日程で行われ、およそ 1 万 2, 5 0 0 人のライダーが参加

し、千里浜海岸にゴールしました。

13年目を迎えた今年は、前回からスタートしたデジタルスタンプラリーを周辺の5市町と連携して開催するなど、新たな取り組みも実施しました。

また、SSTR応援事業実行委員会を中心に、市を挙げて全国からのライダーへの「おもてなし」を展開するとともに、千里浜海岸をはじめとする本市の魅力を積極的に発信し、羽咋ファンの創出につなげました。

次に、海水浴場の設置について、ご説明いたします。

千里浜茶屋組合が海水浴場の開設を断念したことを受け、今年につきましては、市が、海水浴場としての機能を整え、海水浴客を迎え入れることとしました。

海水浴場の運営期間は、7月17日から8月17日までとして、トイレやシャワー室、更衣室を設置するほか、監視員を配置し、千里浜海岸で、安全・快適に海水浴を楽しんでもらえるよう取り組んでいきます。

次に、能登復興コンサート イン 羽咋 ^{にせんにじゅうご}2025について、ご説明いたします。

本事業は、能登の復興を願う方々のご厚意によるもので、広く市民の皆様に鑑賞いただきたいことから、6月28日にコスモアイル羽咋大ホールにおいて復興コンサートを開催いたします。

市民団体による芸能発表に始まり、歌手の徳永ゆうきさん、山本譲二さんのコンサートとなります。

入場は無料で、入場整理券を本日からコスモアイル羽咋で配布します。

次に、羽咋市にぎわい交流拠点「LAKUNA はくい」について、ご報告いたします。

オープンから10カ月となった5月4日に、来館30万人を達成しました。1周年となる7月から、産学官連携による賑わいづくり事業を実施し、県内大学や事業者とコラボレーションしたイベントを開催するほか、クーポン付き街歩きマップやスタンプラリーにより、さらなる賑わい効果を波及させていきます。

施設環境につきましては、地震の影響により中断していた外構や駐車場工事を再開し、今月末には完成する見込みであり、今後は、より快適に来館できるよう整備を進めていきます。

次に、羽咋まつりについて、ご説明いたします。

今年は、8月23日に都市計画道路川原町線をメイン会場とし開催いたします。

震災からの復興や交流人口の拡大、地域経済の活性化をテーマとし、より多くの市民が楽しみながら交流できるよう、はまぐり音頭パレードや、市内の園児やダンスチームによるステージイベントを予定しています。

また、「LAKUNA はくい」とも連携し、羽咋駅周辺地域一帯として盛り上げていきたいと考えています。

次に、唐戸山神事相撲について、ご説明いたします。

5月9日に開催された唐戸山相撲協会役員会において、毎年、9月25日としていた開催日を、今年からは秋分の日とすることに決定しました。

今年は9月23日となり、開催日を祝日に設定することで、多くの観客を見込むことができるほか、中・高校生や多くの力士の参加も可能となり、伝統文化を未来に継承するための機運醸成につながると捉えています。

次に、定額減税補足給付金支給事業について、ご説明いたします。

本事業は、国の経済対策における物価高への支援として、令和6年度に実施した、所得税3万円と住民税1万円の定額減税補足給付金の支給額に不足が生じる方に追加給付するものです。

8月以降、対象者に順次給付いたします。

次に、地域商品券等発行支援事業について、ご説明いたします。

食料品などの値上げが続き、家計負担に大きな影響を及ぼしています。物価高騰に対する市民生活の支援と、震災からの地域経済の復興を後押しするため、20パーセントのプレミアム付き

ＵＦＯ商品券を発行します。現在受付を行っており、７月１日から販売いたします。

また、併せて、羽咋市商業協同組合が発行するＵＦＯカードに、ポイント加算支援も行うことで、地域経済の活性化を図っていきます。

次に、津波ハザードマップについて、ご説明いたします。

石川県が、令和５年３月に、津波災害警戒区域の見直しに合わせて津波浸水想定区域の変更を行ったことから、津波ハザードマップを改訂し、４月に全戸配布を行いました。

各地区の防災訓練やまちづくり出前講座を通じ、市民の防災意識向上につなげていきます。

次に、羽咋市消防団第３分団車庫の竣工について、ご説明いたします。

余喜地区の第３分団車庫につきましては、大町農村公園に場所を移し、５月３１日に竣工式を執り行いました。

新しい地域の防災施設として、市民の安全・安心に貢献し、災害に強いまちづくりの一翼を担っていきます。

次に、応急給水車について、ご説明いたします。

公益財団法人 平昭七記念財団から寄贈いただいた応急給水車が、３月に納車されました。これに伴い、給水体制をさらに強化

するため、応急給水拠点の整備を今年度末までに行います。

今後、災害時における応急給水や被災地への応援給水など、さまざまな場面で活用していきます。

次に、水防計画について、ご説明いたします。

今年度の水防計画につきましては、5月30日に開催した羽咋市水防会議において承認いただいたところです。

地域の水防体制の強化を図るため、引き続き、関係機関および地域住民と連携し、水防対策に万全を期していきます。

次に、病児保育施設の運用開始について、ご説明いたします。

病児保育につきましては、これまで羽咋すこやかセンターでの実施に向けて施設整備に取り組んできました。

同センター1階にあった事務室や、にこにこ広場などを保育施設として改修する工事がこのほど完了したことから、7月1日から、愛称を「すこやか一む」とし、病児保育の運用を開始いたします。

同施設では、病児保育に併せて、これまで市内保育施設で実施してきた休日保育も集約して実施します。

利用日は、病児保育が月曜から金曜日、休日保育は日曜・祝日、利用時間は、ともに午前7時30分から午後6時までです。生後2カ月から小学校第3学年までの児童を対象としており、市外からの利用も可能です。

今後、共働き世帯が増加する中で、医療機関の協力のもと、保護者の負担軽減や養育環境の一層の充実に努め、子育てにやさしいまちづくりを進めていきます。

次に、羽咋小学校と西北台小学校の統合について、ご説明いたします。

5月1日に「羽咋小学校・西北台小学校統合協議会」を開催し、校舎は羽咋小学校を使用する「編入統合」とし、令和8年3月31日をもって西北台小学校を閉校し、令和8年4月1日から統合校をスタートすることの同意を得ました。

この協議会は、羽咋小・西北台小の両校区内からの見識者、地区町会長、PTA代表者や両小学校校長など学校関係者を含む17人で構成し、その中に「総務」「通学・PTA」「学校教育」「事務」の4つの専門部会を設置しました。

今後、「総務部会」では統合校の校章・校歌・制服などについて、「通学・PTA部会」では通学体制やPTAの組織運営などについて検討していくこととしています。

なお、統合に伴い、スクールバスの購入および羽咋小学校のバスロータリーの整備など、児童が安心して通学できるよう安全対策を進めていきます。

次に、スポーツ推進計画の策定について、ご説明いたします。

羽咋市のスポーツの推進に関する事項について、総合的かつ計

画的に施策を推進するため、羽咋市スポーツ推進計画を策定いたします。

市民一人ひとりが日々の暮らしの中でスポーツを身近に感じ、スポーツ人口の拡大はもとより、スポーツを通じて健康寿命の延伸や地域の活性化を図る計画にしたいと考えています。

今月中に、第1回羽咋市スポーツ推進審議会の開催を予定しており、計画策定に向けて協議していきます。

次に、市民健診の予約について、ご説明いたします。

市では、これまで電話にて予約を受付していましたが、今年度からは、市の公式LINEで24時間予約ができるように整備しました。これにより、受診者の利便性を高めるとともに、受診率の向上を図ります。

次に、戸籍の氏名フリガナ表記について、ご説明いたします。本年5月26日に施行された戸籍法の改正により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。

表記に誤りがないか確認のため、本籍地の市町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知されます。

これにより、1年後の令和8年6月以降の戸籍および住民票などの記載事項に、氏名のフリガナが追加されることとなります。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案 1 件、条例案 4 件、その他 2 件、報告 20 件の合計 27 件です。

議案第 30 号 令和 7 年度羽咋市一般会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。

今回の補正のうち、歳出の主な内容は、能登半島地震に伴う予算として、被災した道路の復旧に伴う測量設計委託にかかる増額補正のほか、水路などの農業用施設の災害復旧に伴う多面的機能支払事業補助金の増額や、被災した農業用施設や機械の再建にかかる農業機械再取得等支援補助金の追加補正などを計上しました。

また、石川県能登半島地震復興基金の本市への枠配分金を積み立てるため、まちづくり基金積立金の増額補正を計上しました。

災害関係以外の予算では、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の採択を受けた伝統芸能発信事業や多文化交流コミュニティ醸成事業など新規事業の追加補正のほか、既存事業の財源振替を計上しました。

また、国の定額減税補足給付金支給事業のほか、産地生産基盤パワーアップ事業、農山漁村復興整備交付金の採択に伴う農業用施設・設備に対する補助金や、宝くじコミュニティ助成事業にかかる事業費の追加補正などを計上しました。

さらに、羽咋小学校と西北台小学校の学校統合に伴うスクールバス購入にかかる増額補正を計上しました。

歳入では、各事業の増額に伴う国庫支出金などを計上し、不足

分は、まちづくり基金、財政調整基金からの繰入金により収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ、１２億６，１００万円を追加し、予算総額を１７５億７，２００万円に定めようとするものです。

議案第３１号 羽咋市税条例の一部改正につきましては、地方税法などの改正に伴い、市民税の扶養親族の所得要件見直しに伴う特定親族特別控除の創設、加熱式たばこの課税方式の見直しのほか、所要の改正を行うものです。

議案第３２号 羽咋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正につきましては、令和７年７月１日から病児保育事業を羽咋すこやかセンター内の羽咋市病児保育施設で行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第３３号 羽咋市給水条例の一部改正につきましては、令和６年能登半島地震を受け、災害その他非常の場合において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難である場合は、他の市町村長または他の市町村長の指定を受けた給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするよう、所要の改正を行うものです。

議案第 34 号 羽咋市公共下水道条例の一部改正につきましては、令和 6 年能登半島地震を受け、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店による排水設備工事の実施を可能とするよう、所要の改正を行うものです。

議案第 35 号 字の名称の変更につきましては、県営ほ場整備事業柴垣地区の施行に伴い、柴垣町の字の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第 36 号 市道路線の認定につきましては、千里浜町地内などの 3 路線を認定するため、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

報告第 3 号 令和 6 年度羽咋市一般会計補正予算第 13 号の専決処分の報告につきましては、歳出では、道路改良舗装事業や広域圏事務組合衛生費分担事業の減額をはじめ、能登半島地震に伴う被災宅地等復旧支援事業や未来につなげる羽咋なりわい再建支援事業の減額など、一般行政費および各種事業費の決算を見込んだ調整を行ったほか、今後の復興事業やまちづくりの財源に充当するため、まちづくり基金、減債基金および財政調整基金の積立金の増額を行いました。

歳入では、市税、地方交付税および国庫支出金の増額、市債や

基金繰入金の減額が主なものです。

これにより、歳入歳出それぞれ4,654万7千円を減額し、予算総額を232億9,316万円に定めたものです。

報告第4号から報告第7号につきましては、令和6年度の各特別会計において、決算を見込んだ調整による補正予算の専決処分を行ったものです。

報告第8号 羽咋市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法などの改正に伴うもので、令和7年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものです。

内容につきましては、軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しのほか、関係法令の改正に伴う条項ずれによる引用条文の整理などです。

報告第9号 羽咋市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、国の関係省令の改正に伴うもので、令和7年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものです。

内容につきましては、固定資産税の課税の特例として、課税免除となる申請適用期間を3年間延長するものです。

報告第 10 号 羽咋市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、国の関係省令の改正に伴うもので、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることから専決処分を行ったものです。

内容につきましては、固定資産税の課税の特例として、不均一課税となる申請適用期間を 2 年間延長するものです。

報告第 11 号 羽咋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、および、報告第 12 号 羽咋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、子ども・子育て支援法施行規則などの改正に伴うもので、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることから専決処分を行ったものです。

内容につきましては、連携施設経過措置の延長、保育内容支援および代替保育に係る連携施設の見直しに伴い、所要の改正を行ったものです。

報告第 13 号 羽咋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、組織改編に伴い「地域整備課」を「上下水道課」に改めたものです。

報告第 1 4 号 令和 7 年度羽咋市一般会計補正予算第 1 号の専決処分の報告につきましては、歳出では、石川県議会議員補欠選挙執行にかかる追加補正を行ったものです。

歳入では、事業の実施に伴う県支出金を計上しました。

これにより、歳入歳出それぞれ 1, 1 0 0 万円を追加し、予算総額 1 6 3 億 1, 1 0 0 万円に定めたものです。

報告第 1 5 号 令和 6 年度羽咋市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和 6 年度予算の一部を令和 7 年度に繰り越したことについて、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

報告第 1 6 号 令和 6 年度羽咋市一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきましては、令和 6 年度事業の一部を令和 7 年度に繰り越したことについて、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

報告第 1 7 号および報告第 1 8 号につきましては、羽咋市水道事業会計および下水道事業会計において、令和 6 年度事業の一部を令和 7 年度に繰り越したことについて、地方公営企業法の規定により報告するものです。

報告第 1 9 号 業務委託契約の締結の報告につきましては、

令和 7 年度自治体情報システム標準化対応業務委託にかかるものです。

この業務委託契約につきましては、予定価格が 5 千万円以上であることから、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の規定により報告するものです。

報告第 2 0 号 「業務委託契約の締結について」の一部変更につきましては、令和 6 年第 2 回羽咋市議会定例会において報告した令和 6 年能登半島地震 羽咋市液状化対策調査業務委託に関し、契約金額および契約期間を変更したので、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の規定により報告するものです。

報告第 2 1 号 「業務委託契約の締結について」の一部変更につきましては、令和 6 年第 2 回羽咋市議会定例会において、契約金額の変更を報告した、羽咋市立学校給食共同調理場調理・配送業務委託に関し、契約金額を変更したので、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の規定により報告するものです。

報告第 2 2 号 法人の経営状況につきましては、羽咋市土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定により報告するものです。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を終わります。詳細につきましては、質疑、質問あるいは各常任委員会におきまして、ご説明いたします。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいたします。